○農林水産省告示第千七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十二年四月二十五日農林水産省告示第六百五十号、平成八年五月九日農林水産省告示第七百二十四号（一に係るものに限る。）、平成八年十一月二十六日農林水産省告示第千八百三十六号（二に係るものに限る。）、平成九年八月二十五日農林水産省告示第千三百二十八号

二　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

三　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

四　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年一月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年五月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2302	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＡＡＬ13Ａ22	ホンダ　ＤＡＡ－ＧＰ２	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号
㊎G－2303	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＬ15Ａ24	ホンダ　ＤＢＡ－ＧＧ７、ホンダ　ＤＢＡ－ＧＧ８	〃
㊎N－1179	騒音防止装置　三菱　Ｈ13－６Ｒ10Ｆ４	三菱　＊＊＊＊－Ｆ＊５＊＊（６Ｒ10（382kW）Ｖ＊＊＊エンジン搭載車）	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12
㊎G－2301	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｒ10Ｔ７ＬＫＧ	〃	〃

○国土交通省告示第五百二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年二月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年五月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2304	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＡＡ－ＺＲＦＸＥ１	トヨタ　ＤＡＡ－ＺＶＷ40Ｗ、トヨタ　ＤＡＡ－ＺＶＷ41Ｗ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第五百四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年二月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年五月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎TDⅡ－26	運行記録計　ＵＤトラックス　ＮＤＴ200	ＵＤトラックス　ＮＤ	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地

○国土交通省告示第五百五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年二月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年五月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎GS－1006	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　６ＨＫ１Ｘ　ＤＬＡ	吸入負圧：3.4kPa　排気圧力：15.3kPa　吸入負圧：3.4kPa　排気圧力：20.0kPa、吸入負圧：3.4 kPa　排気圧力：22.0kPa	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第五百六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年二月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年五月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－44R－040003	年少者用補助乗車装置　タカタＴＫ31号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所　東京都港区赤坂２丁目12番タカタ株式会社

○国土交通省告示第五百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年二月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年五月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2306	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ22－ＩＤＣ－４ＨＫ１ＴＣＣ	いすゞ　ＳＫＧ－ＦＲＲ90＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号